

地方自治法第199条第7項の規定による、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成24年11月5日

栃木市監査委員 板倉 安秀

栃木市監査委員 梅澤 米満

記

1. 監査の実施日 平成24年10月4日
2. 監査の対象 財政援助団体（抽出）
都賀町商工会
3. 監査の方法
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果
補助の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。
以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

都賀町商工会は、都賀地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした団体である。(昭和36年3月16日設立)

都賀町商工会では、閉塞した経済環境打破を目標に、経済産業省主体の個別会員事業所を無料で支援する「中小企業支援ネットワーク強化事業」他諸制度を重点的、かつ、積極的に活用し、個に係る経営課題解決のために、最適な専門家を事業所に派遣する支援を多数回実施している。

また、商工会“率先垂範”事業として支援している知的所有権実践会では、参加事業所の発想の転換による新商品開発・実用新案登録・商品化・販売を実施し、日本全国から300件を超える注文やテレビ等複数のメディアに取り上げられるという商工会独自の支援成果を上げている。市補助活用「ドッカーンと100万円」事業により地域の数多くの商業関係店に効果的な集客支援も実施しており、都賀町商工会は市の商工業の発展において多大な役割を担っている。

(2) 会計経理について

平成23年度における市からの補助金(5,900千円)は、商工業の育成、小規模事業者への経営合理化相談業務及び中心市街地活性化事業の促進を目的に交付されたもので、確実に受け入れられており、支出についても、その目的に沿って執行されている。

また、諸帳簿並びに書類は符合しており、おおむね適正に処理されていたが、領収書については単価、個数など支払いの内容を明確にすること、理事会出席日当については、受領印をもらうよう監査委員より口頭で指導した。

〈平成23年度決算状況〉

収入	60,837,863円
支出	55,546,067円
次期繰越収支差額	5,291,796円

(3) 要望事項について

本市においては、平成22年3月29日に栃木市、大平町、藤岡町、都賀町との1市3町の合併、平成23年10月1日、西方町との合併を経て、新生栃木市となった。

商工会においても、大平町商工会、藤岡町商工会、都賀町商工会、西方商工会の4町商工会が合併し、効率的な組織運営と財政力の強化を目指す必要があると考える。合併することで、広域的な観点に立ち、新しい地域ニーズを的確に捉え、商工会が地域の総合的な経済団体としての

役割を果たすよう要望する。

まずは、会議費の飲食費や役員旅費の日当など、4町商工会において、支出基準の統一を図ることが喫緊の課題である。さらに、これまでの実績を基に、会員の推移、市からの補助金減額も予測勘案し、健全な財政運営に努められたい。

また、所管課においては、補助金の算定について、市財政課による「平成25年度予算要求要領」別記4に記載されているように、団体等の決算状況を把握し、補助金の額に対して多額の繰越金を計上している団体については、団体の自助努力を促し、減額を検討することとある。商工会合併を念頭に入れ、補助金の費用対効果を把握するとともに、市民の視点から評価し、商工会への適切な指導を徹底されたい。